**ふるさと納税で全国の皆さんから支援をいただきました**

　ふるさと納税制度は、自分が生まれ育った「ふるさと」に貢献したい、自分との関わりが深い地域を応援したいなどといった気持ちを形にする制度です。

　平成29年は、全国の皆さんから約1万2400件、総額約2億600万円を超える多額のふるさと納税をいただきました。

　皆さんからいただいた、ふるさと納税は、指定された使い道に沿って市のさらなる発展のために有効に活用させていただきます。寄附をいただいた皆さんの期待に応えられるよう、まちづくりを進めていきます。

**平成29年度のふるさと納税の使い道**

■明日の大崎市を担う人材育成のための事業

　充当額：5685万5000円

　主な事業：小学校給食事業、自主文化事業、平和事業、保育所・児童館などの修繕、施設備品の購入更新の経費など

■おじいちゃん、おばあちゃんが安心して暮らすための事業

　充当額：2227万4000円

　主な事業：岩出山地域福祉センター施設費、ウェブアクセシビリティ評価業務委託、古川保健福祉プラザ防災設備の改修など

■活力ある大崎市をつくるための事業

　充当額：3659万1000円

　主な事業：大崎地域観光パンフ作成経費、大崎市ラジオ情報発信番組経費、JR古川駅前広場照明灯新設費用、就農チャレンジ支援事業など

■大崎市の宝を次世代に継承するための事業

　充当額：1792万4000円

　主な事業：マガンの里推進経費、地球温暖化対策実行計画策定事業、ラムサール条約・湿地利活用事業、鳴子峡周辺整備事業、旧有備館および庭園運営費など

問合せ 政策課行政改革担当 23-2129

**暮らし**

**●マイナンバーカードの交付場所が変わります**

　健康管理センターで行っていたマイナンバーカードの交付を、3月5日から市民課（市役所本庁舎1階）で行います。

※3月5日以降は、健康管理センターでは取り扱いができません。

問合せ 市民課住民記録係 23-6079

**●農用地利用計画変更意見書（農振除外等）を受け付けます**

　農用地区域に指定されている農地などを、宅地など農地以外に転用する場合、農用地利用計画の変更（農振除外）が必要です。また、計画を変更するためには、農用地利用計画変更意見書の申し出が必要となります。

　転用を希望する人は、詳しい内容を事前にお問い合わせください。

申出方法　3月12日～4月20日に、農林振興課に農用地利用計画変更意見書を持参

問合せ 農林振興課農業経営係 23-7090

**●高齢者等肉用牛貸付事業の受け付けをします**

　希望する農業者に肉用繁殖雌牛を5年間貸し付けます。5年後には、代価が納入された貸付牛を、そのまま譲渡します。

対象　次を満たす農業者

①市内の20歳以上の人　②肉用繁殖雌牛の飼養計画を持ち、継続して飼養することが確実な人　③農業協同組合（JA）を介して貸付牛を購入し、家畜共済に加入できる人

貸付予定頭数　30頭程度

申込　3月1日～26日まで、貸付申込書と畜産経営計画書に必要事項を記入し、農林振興課に持参（申込書は農林振興課や各総合支所地域振興課で配布）

問合せ 農林振興課畜産係 23-7090

**●鬼首地熱発電所設備更新計画環境影響評価準備書の縦覧**

　環境影響評価法に基づき、鬼首地熱発電所設備更新計画環境影響評価準備書を縦覧しています。

縦覧期間　電源開発㈱鬼首地熱発電所鳴子事務所：3月1日～4月16日、その他：3月1日～4月2日　9時～17時

縦覧場所　市政情報センター（市役所東庁舎1階）、鳴子総合支所、宮城県環境対策課、電源開発鬼首地熱発電所鳴子事務所

※電源開発ウェブサイト（http://www.jpower.co.jp/）で閲覧することもできます。

問合せ 電源開発鬼首地熱発電所鳴子事務所 82-2141

**●検察審査員は選挙権のある人の中から選ばれます**

　検察審査会制度は、検察官が事件を裁判にかけなかったことを、検察審査員が審査する制度です。

　検察審査員は、毎年、市区町村選挙管理委員会の選挙人名簿を基に、くじで選ばれる「検察審査員候補者」の中から選ばれます。検察審査員候補者や検察審査員に選ばれた人には、検察審査会事務局から通知が届きます。

　詳しくは、古川検察審査会事務局にお問い合わせください。

問合せ 古川検察審査会事務局 22-1601

**●法定相続情報証明制度を活用してください**

　全国の登記所（法務局）では、法定相続人を登記官が証明する「法定相続情報証明制度」を取り扱っています。

　発行に必要な書類など、詳しくはお問い合わせください。

問合せ 仙台法務局古川支局 22-0510

**●Ｊアラートの全国一斉情報伝達訓練を実施します**

　地震や武力攻撃などの発生時に備え、防災行政無線を活用した情報伝達訓練を行います。

　この訓練は、昨年11月の訓練と同様に、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いて全国一斉に行われる訓練です。大崎市以外の地域でも、さまざまな手段で情報伝達訓練が行われます。

日時　3月14日　11時頃

伝達手段　市内の防災行政無線（屋外拡声子局・戸別受信機）で、国から配信される訓練文を放送

放送内容　チャイムが鳴り、「これはJアラートのテストです」と3回放送

※国民保護サイレンの放送はありません。また、放送時に避難行動を取る必要はありません。

問合せ 防災安全課危機防災担当 23-5144

**●適切な手続きで自動車税の課税トラブルを防止しましょう**

　所有する自動車を使わなくなった場合や他人に譲渡した場合に、3月末までに運輸支局で抹消・名義変更の登録を行わないと、現在の名義人に平成30年度の自動車税が課税されます。

　住所変更した場合も運輸支局で登録手続き（車検証の住所変更）が必要です。3月末までに住所変更の手続きができなかった場合は、新住所に納税通知書を送付することができます。県税事務所にお問い合わせください。

　住所変更の連絡にはインターネットによる電子申請が可能です。詳しくは宮城県ウェブサイト（http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/jushohenkoui.html）で確認してください。

問合せ 県北部県税事務所 91-0705

**●軽自動車の手続きを忘れていませんか**

　軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税します。軽自動車や二輪車、小型特殊自動車などを使わなくなった場合や他人に譲渡した場合、所有者が亡くなった場合は手続きをしてください。なお、車検を受けていない車両も課税の対象になります。

　3月は名義変更や廃車などの手続きが集中し、待ち時間が長くなります。混雑を避けるため、早めに手続きを行ってください。

■自動車別の手続き先

①3輪・4輪軽自動車、125cc超250cc以下の二輪軽自動車：全国軽自動車協会連合会宮城事務所（022-388-6033）、②250cc超の二輪小型自動車：東北運輸局宮城運輸支局（050-5540-2011）、③原動機付自転車、小型特殊自動車：納税課（23-5148）、各総合支所市民福祉課税務担当

問合せ 税務課市民税担当 23-2148